

# 「門前払いは違反」判決確定

## 生活保護 埼玉・三郷市が控訴断念

埼玉県三郷市の生活保護をめぐる裁判で、市に損害賠償を命じた、さいたま地裁の判決（2月20日）について、市は4日、控訴断念を表明し、判決が確定しました。市は「総合的に判断した結果」としています。

裁判は、市に生活保護の申請権を侵害されたとして夫妻が2007年に起こしたもので

が、市は応じませんでした。06年6月から生活保護を受け給できたものの、生活保護の相談に行か

ないよう言われませんでした。原告弁護士は、申請させなかったことや転居の際の違反を認め、賠償金537万円の支払いを命じました。原告弁護士

は、主張をほぼ認めた「全面勝利」とし、市に控訴しないよう求めていました。市民団体の「三郷生活保護裁判を支援する会」のもとには、控訴断念を迫る署名が9000人分を超えて寄せられ市に提出していました。

市の控訴断念を受けて原告弁護士団の中山福二団長は「市は判決を反省材料とし、二度と同じことを繰り返さないでほしい。生活保護相談者に申請書を見えるように置くなど具体的な手だてを講じてほしい」と話しました。

市は「市に対し「今後は『支援する会』に要請し判決に基づく行政運営をしました。」

「支援する会」は4日、市に対し「今後は『支援する会』に要請し判決に基づく行政運営をしました。」